

# 産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 広島市安佐北区可部町今井田8-1

氏 名 有限会社 三栄資材  
代表取締役 新宅 貴之  
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

広島市長 松 井 一 實



許可の年月日 令和 2年 5月29日

許可の有効期限 令和 7年 5月28日

## 1. 事業の範囲

区 分	産 業 廃 棄 物 の 種 類
	裏面のとおり

## 2. 積替え又は保管を行うすべての場所

別添検査済証のとおり。

## 3. 許可の条件

## 4. 許可の更新・変更の状況

年月日	更新・変更の別	年月日	更新・変更の別
H12. 6. 2	変更許可	H22. 7. 16	更新許可
H12. 6. 2	更新許可	H27. 6. 9	更新許可
H17. 7. 26	更新許可	R 2. 6. 4	更新許可

## 5. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有

## 6. 備考

1. 事業の範囲

区 分	産業廃棄物の種類
<p>収集運搬 (積替・保管を含む) この欄以下余白</p>	<p>廃プラスチック類 金属くず ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず がれき類 （これらのうち石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物を含み、自動車等破砕物、廃プリント配線板、廃容器包装、鉛蓄電池の電極、鉛製の管又は板、廃ブラウン管、廃石膏ボード及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）この欄以下余白</p>
<p>収集運搬 (積替・保管を含まない) 以下余白</p>	<p>燃え殻（判定基準に適合しないものを含まない。） 廃プラスチック類 紙くず 木くず 繊維くず 動植物性残さ ゴムくず 金属くず ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず 銼さ （これらのうち廃プリント配線板、廃容器包装、廃ブラウン管、廃石膏ボード、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物を含み、自動車等破砕物、鉛蓄電池の電極、鉛製の管又は板、水銀含有ばいじん等及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）以下余白</p>